

就業不能保険 重要事項説明書

LASHIC 少額短期保険株式会社

【契約概要】 ご契約に際してご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。ご加入前に必ずお読みいただき、お申込みください。なお、ご契約に関する全ての内容を記載しているわけではありませんので、詳しくは就業不能保険普通保険約款をご参照ください。

1. 商品の仕組み

(1) お支払いする場合（保障内容）

・責任開始日以降に発生した疾病または不慮の事故による傷害（以下「傷病」といいます。）によりあらゆる業務にまったく従事できない状態になり、次のいずれかの状態が7日以上続いたとき、その1日目から所定の給付金をお支払いします。

- ① 治療のために入院した場合
- ② 治療の必要から医師より絶対安静の指示を受けた場合
- ③ 医師により日常生活に著しい支障があることを認められた場合

・お支払いする就業不能給付金は以下のとおりです。

就業不能給付金＝就業給付日額×就業不能日数（1日目からの日数）

(2) お支払いできない場合（免責事由）

<ul style="list-style-type: none">・正当な理由がないのに治療を怠ったとき・故意または重大な過失・親族等からの暴行や犯罪行為による傷病・精神障害およびその発作症状に起因する傷害・運転資格を持たないで運転した間の事故・酒気帯び・酒酔い運転をした間の事故・約款に定める危険性の高い職業または危険性の高いスポーツに起因する傷病・薬物依存・酩酊・幻覚などをもたらす薬物（アルコールを含む）摂取に起因する傷病・戦争・事変・暴動・地震・噴火・津波および原子力施設の事故・災害にともなう傷病	<ul style="list-style-type: none">・発生を自覚した時期や受診歴の有無にかかわらず、新規契約の責任開始日の前日から過去5年間に発生していた傷病の悪化または再発、その傷病と医学的に重要な関係のある傷病の発生およびその傷病と同じ、約款に定める特定疾病群の傷病の発生・受診歴の有無にかかわらず、新規契約の責任開始日の前日から過去3ヶ月間に生じていた症状や発症部位に関わる傷病の発生・発生を自覚した時期や受診歴の有無にかかわらず、新規契約の責任開始日の前日から過去2年間に受診した健康診断で異常を指摘された部位・機能に関わる傷病の発生・発生を自覚した時期や受診歴の有無にかかわらず、新規契約における責任開始日以前に発生していた身体障害の加重や身体障害に起因する傷病の発生・他覚症状のないむちうち症または腰・背痛
---	---

(3) お支払いが制限される場合（給付制限）

対象となる疾病や症状等	給付金の支払制限
柔道整復師での施術（整骨院・接骨院を含む）	支払対象とならない。ただし、医師による診断後、医師の指示による柔道整復師での施術は除く。
腰痛症・腰椎捻挫等（ぎっくり腰）、外傷性頸部症候群等（むち打ち症）	支払対象とならない。ただし、椎間板ヘルニア等他覚的症状が認められるものは除く。
流産のおそれや早産のおそれおよび異常妊娠等	産前・産後の休職期間内の就業不能は給付日数に算入しない。一被保険者に対する支払は通算して1度に限る。
適応障害の症状（抑うつ症状や心身症等のストレス性疾患）	一事故において30日間を上限とする。
更年期障害等に伴う不定愁訴、慢性疲労症候群	一事故において30日間を上限とする。
インフルエンザ等感染症	入院を伴う就業不能のみとする。ただし、感染拡大の防止を目的とした入院期間は除く。
新規契約時における現症・既往症を主な原因とした傷病発生や症状悪化、治療不良等	程度に応じて減額給付または不給付とする。

2. 保険期間等

- ・保険期間は1年で、契約者からのお申出がない限り自動更新します。
- ・当社が保険契約の申込みを受け承諾したとき、保険責任は翌月1日の午前0時から開始し、契約満了日の午後12時に終了します。

3. 引受条件、保険料、払込方法

- ・責任開始日における満年齢が18歳～64歳の方が対象です。
- ・保障プランと保険料は以下のとおりです。

保障プラン	給付金額	保険料	払込方法
3000コース	日額3,000円	7,700円	年払
5000コース	日額5,000円	11,700円	年払

- ・初回契約以降の給付金の通算支払回数が3回以上または通算支払額が80万円に達した場合は、契約は消滅します。

4. 配当金、解約返戻金

配当金はありません。また、解約の場合は、当社は未経過となる保険期間に応じた返戻金をお支払いします。

【注意喚起情報】 ご契約に際してご注意いただきたい事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。ご加入前に必ずお読みいただき、お申込みください。なお、ご契約に関する全ての内容を記載しているわけではありませんので、詳しくは就業不能保険普通保険約款をご参照ください。

1. クーリングオフ

この保険はお申込みの撤回またはご契約の解除（クーリングオフ）を行うことはできません。

2. 告知義務

保険契約者または被保険者となろうとする方は契約申込時に当社が告知を求めた事項について事実をありのままに告知しなければなりません。事実を告げなかったかまたは事実と異なる告知をした場合は、契約を解除することや給付金をお支払いできないことがあります。

3. 通知義務

保険契約者または被保険者は契約日以降に以下の変更が生じた場合には遅滞なく当社に通知することが必要です。

- ① 保険契約者の変更
- ② 保険契約者または被保険者の改姓名、住所および連絡先の変更
- ③ 保険料払込に使用するクレジットカード、保険料振替口座の変更
- ④ 被保険者の職業変更
- ⑤ 保険事故への該当の有無に関わらない3ヶ月を超過する就業不能の発生

4. 保険料の払込猶予期間と保険契約の失効

新契約時以降の保険料が払込期日までに払い込まれなかった場合は、払込期日の翌月末までを払込猶予期間とします。この間に所定の保険料が払い込まれない場合は払込猶予期間満了日の翌日に保険契約は失効します。

5. 指定紛争解決機関

少額短期保険業者との間で問題が解決できない場合は日本少額短期保険協会「少額短期ほけん相談室」にご相談いただくことができます。

少額短期ほけん相談室（指定紛争解決機関）

TEL（フリーダイヤル）0120-82-1144 FAX 03-3297-0755

受付：9：00～12：00、13：00～17：00 月～金曜日（祝日、年末年始休業期間を除く）

6. 少額短期保険業者が破綻した場合の給付金のお支払い

少額短期保険業者が破綻した場合であっても「生命保険契約者保護機構」の行う資金援助等の措置の対象ではありません。また、保険業法第270条の3第2項1号に規定する「補償対象契約」にも該当しません。

7. 少額短期保険業者の引受制限

本保険は医療保険であり、法律の定めにより、保険期間は1年まで、被保険者1名あたりの保険金額の上限は80万円となっています。また、1保険契約者の上限総保険金額は8,000万円となっています。

8. その他法令などご注意いただきたい事項

給付金の支払事由発生率が予測を著しく超過するなど収支の改善が見込めない場合は、保険期間中に保険料の増額もしくは給付金額の減額または給付金の削減を行うことがあります。また、契約更新の際に保険料を増額または給付金額を減額したり、更新を取り扱わないことがあります。

個人情報の取扱いについて

当社は、保険契約に関する個人情報を、保険引受の判断、契約の維持・管理、給付金の支払、業務提携会社を含む各種サービスの案内・提供、その他関連・付随する業務を行うために利用するほか、下記①から⑤の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる場合に限定されています。

- ① 利用目的の達成に必要な範囲での業務委託先、医療機関、給付金の請求・支払に関する関係先、金融機関等への提供
- ② 契約締結、給付金支払等の判断をするうえでの参考とするための他の少額短期保険業者、保険会社、一般社団法人日本少額短期保険協会等との共同利用
- ③ ご本人または公共の利益のため必要であると考えられる場合の提供
- ④ 再保険契約の締結、維持・管理、再保険金支払のための再保険引受会社への提供
- ⑤ その他法令に根拠がある場合の提供

支払時情報交換制度について

当社は、一般社団法人日本少額短期保険協会、少額短期保険業者および特定の損害保険会社とともに、給付金等のお支払いまたは保険契約の解除、取消もしくは無効を判断するための参考とすることを目的として、保険契約に関する所定の情報を相互照会しています。

※ 支払時情報交換制度に参加している各少額短期保険業者等の社名については、一般社団法人日本少額短期保険協会のホームページ (<http://www.shougakutanki.jp/>) をご参照ください。

反社会的勢力への対応について

当社は、適切かつ健全な少額短期保険事業を行うにあたり、反社会的勢力に断固たる態度で対応し関係を遮断するために「反社会的勢力に対する基本方針」を定めています。詳細は当社ホームページ (<https://www.lashic.net/>) をご参照ください。